

平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成30年度予備費予算 被災地域販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金(愛媛県版)

平成30年7月豪雨により、事業用資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じた、小規模事業者を対象に、

➤ 早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、**経営計画に基づいて実施する販路開拓**の取り組みに対し

200万円(別途、愛媛県から上限25万円の補助あり:計225万円)を上限とする補助金(補

助率:2/3※別途、愛媛県から1/12の補助あり:計3/4)が出ます。

- ・複数の事業者が共同で申請することも可能。この場合、上限は2250万円。
- ・*連携小規模事業者の所在地や事業者数により異なります(詳細は公募要領を参照)。
- ・申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

➤ 補助金交付決定日から遡って**平成30年6月28日以降に発生した費用についても補助対象経費に計上可能**です。

(注)当該費用による取組が、補助事業計画に盛り込まれていることが必要。

➤ 経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓の実施にあたって、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

《対象となる取組の一例》

- ・店舗再建の間の売上確保と常連客の維持のために、移動販売車を導入してケータリング事業を開始
- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装器を導入
- ・営業再開と更なる顧客の獲得に向け、店舗スペースの土砂撤去やバリアフリー化改修を実施
- ・営業再開を知らせるチラシを作成・配布

【注意】本補助金の支援対象は販路開拓の取組であり、事業再建・販路開拓とは関係のない復旧、買い替え費用に対する補助ではありません。

●申込み・お問合わせ先

伊予商工会議所

電話:982-0334

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-1691[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

※お問い合わせの際には「**30年度予備費**」とお伝えください。

URL:<http://h3007.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

平成30年7月豪雨により直接の被害または売上減の間接的な影響を受けた小規模事業者

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

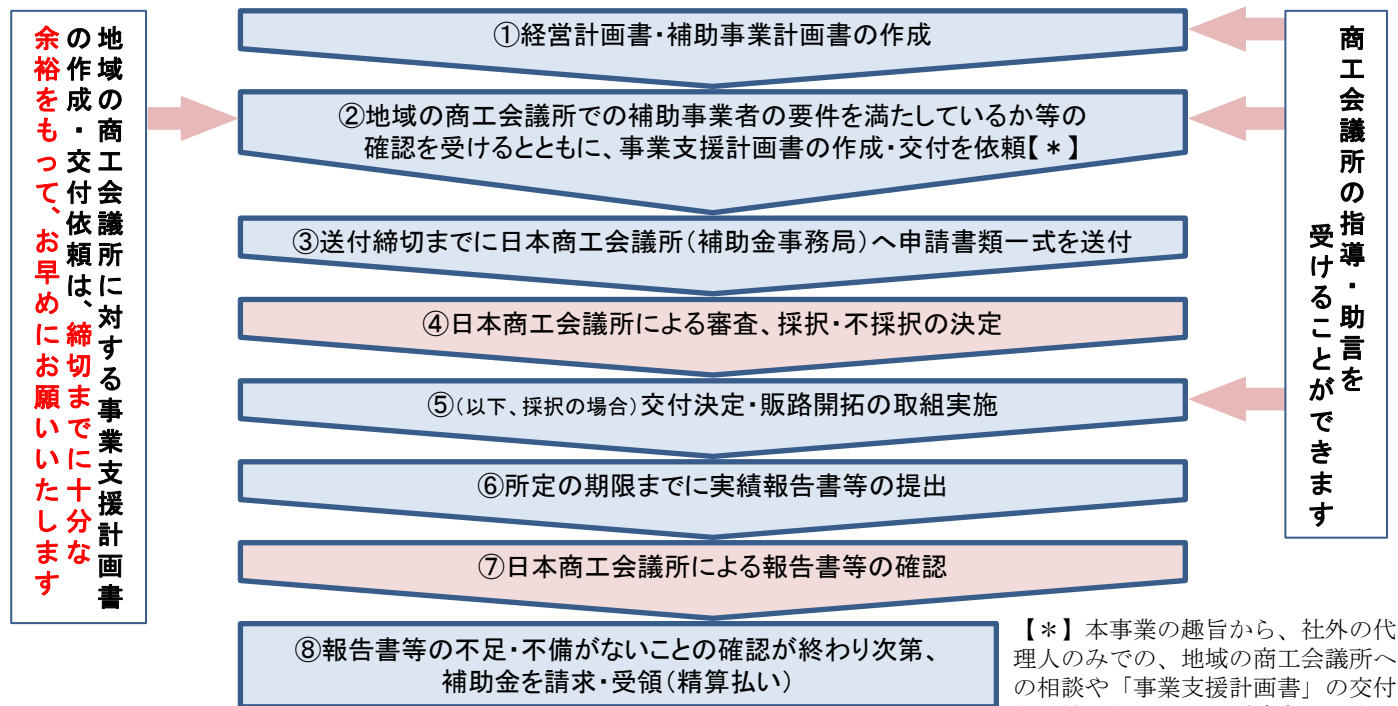
◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内(別途、愛媛県から1/12の補助あり:計3/4)

・補助額 上限200万円(別途、愛媛県から上限25万円の補助あり)

*複数の事業者が連携する場合には、上限は2250万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



【注意】商工会の管轄地域で事業を営んでいる事業者は、全国商工会連合会・各府県商工会連合会の実施する公募の対象です。

◆手続きの期限等

	第1次受付	第2次受付
1. 事業支援計画書作成・交付受付	平成30年8月21日(火) ～9月3日(月)	平成30年8月21日(火) ～9月28日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成30年9月7日(金) 【当日消印有効】	平成30年10月5日(金) 【当日消印有効】
3. 採択結果公表(予定)	平成30年9月末頃	平成30年10月末 ～11月初頭頃
4. 補助事業の実施期限	平成30年6月28日(木)【※特例】 ～平成30年12月31日(月)	